

松山労働総合庁舎 外壁改修工事（東側外壁を除く）に係る質疑・回答

問1 施工数量調査で外壁改修工事に○がありますが、設計書の外壁改修工事の内訳で施工前調査の項目があるのはタイル部補修で塗装部補修には記載がありません。

塗装部補修は施工前調査なしと考えてよろしいでしょうか。

答1 塗装部補修も施工前調査ありと考える。

問2 特記仕様書 III特記仕様 3 工事における留意事項

「(3) 現場事務所及び仮設トイレは設けない。」の記載があります。設計書A共通仮設工事には、現場事務所兼資材保管庫1式の項目があります。現場事務所設置の見積でよろしいですか。

答2 敷地内スペースに限りがあるが、現場事務所兼資材保管庫の設置は可能であるため、必要に応じて見積に含めること。

問3 特記仕様書 II 共通仕様 (4) 発注者及び施設管理者の許可を得た上、土、日、祝日に施工出来るものとする。

A-05改修工事仕様書(5) 施工条件に日曜日、祝祭日には原則工事の施工を行う可能性有。とあります。

閉庁日作業も庁舎内のトイレは使用可能ですか。

答3 原則、閉庁日は庁舎内のトイレの使用は不可。

ただし、発注者及び施設管理者の許可を得た場合に限り、閉庁日の庁舎内トイレの使用が可能。

問4 中東情勢の影響で入荷遅延、材料価格への影響が出た場合は、工事請負契約書(案)の(条件変更等)第5条三により協議可能との理解でよろしいですか。

答4 協議可能との理解でかまわない。

なお、協議に当たっては、協議内容が妥当なものか確認できる資料の提出が必要。